

岩手県告示第499号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成29年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 織笠（その2）

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市町村	大字	字	地番	標柱番号
下閉伊郡山田町	織笠	第11地割	78番4地先道路敷 78番4、79番14及び79番15 79番15地先道路敷 68番11地先道路敷 68番11及び65番2 65番2 68番1 69番1 30番 78番	標柱1号 標柱2号 標柱3号 標柱4号 標柱5号から7号まで 標柱8号 標柱9号 標柱10号及び11号 標柱12号 標柱13号